

改正案	現行
<p>(主要株主の届出の手続等)</p> <p>第二十条の二 法第三十三条の二第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 商号、名称又は氏名及び本店若しくは主たる事務所の所在地、住所又は居所 二 法人である場合は、代表者の氏名 三 保有する議決権の数 <p>2 法第三十三条の二第一項に掲げる総株主の議決権の数は、対象議決権（法第二十八条の四第二項に規定する対象議決権をいう。以下この条において同じ。）を保有することとなった日の総株主の議決権の数とする。ただし、当該議決権の数を知ることが困難な場合には、直前期の有価証券報告書又は半期報告書（以下この項において「有価証券報告書等」という。）に記載された総株主の議決権の数（有価証券報告書等が提出されていない場合には、商業登記簿その他の書類の記載内容により計算された総株主の議決権の数）とすることができる。</p> <p>3 法第三十三条の二第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 個人である場合は、住民票の抄本又はこれに代わる書面 	<p>(主要株主の届出の手続等)</p> <p>第二十条の二 法第三十三条の二第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 商号、名称又は氏名及び本店若しくは主たる事務所の所在地、住所又は居所 二 法人である場合は、代表者の氏名 三 保有する議決権の数 <p>2 法第三十三条の二第一項に掲げる総株主の議決権の数は、対象議決権（法第二十八条の四第二項に規定する対象議決権をいう。）を保有することとなった日の総株主の議決権の数とする。ただし、当該議決権の数を知ることが困難な場合には、直前期の有価証券報告書又は半期報告書（以下この項において「有価証券報告書等」という。）に記載された総株主の議決権の数（有価証券報告書等が提出されていない場合には、商業登記簿その他の書類の記載内容により計算された総株主の議決権の数）とすることができる。</p> <p>3 法第三十三条の二第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 個人である場合は、住民票の抄本又はこれに代わる書面

二 法人（第五項の委託を行った法人を除く。）である場合は、会社登記簿抄本又はこれに代わる書面

4 証券会社の主要株主となつた者は、別紙様式第一号の二により作成した対象議決権保有届出書（法第三十三条の二第一項の対象議決権保有届出書をいう。以下この条において同じ。）に、当該届出書の写し一通及び同条第二項の添付書類一部を添付して、管轄財務局長等（当該者が居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第五号に規定する居住者をいう。）である場合にはその本店又は主たる事務所の所在地（個人である場合は、その住所又は居所）を管轄する財務局長又は福岡財務支局長をいい、非居住者（同項第六号に規定する非居住者をいう。第五十二条において同じ。）である場合には関東財務局長をいう。以下この項において同じ。）に提出しなければならない。ただし、次項の規定により対象議決権保有届出書を提出する場合には、当該提出する者が、同項の規定により作成した対象議決権保有届出書に、その写し一通及び法第三十三条の二第二項の添付書類一部を添付して、当該者及び当該者に委託を行った者の管轄財務局長等に、それぞれ提出するものとする。

5 証券会社の主要株主であつて被支配会社（令第十五条の二第一項第二号に規定する被支配会社をいい、同条第四項の規定により被支配会社とみなされるものを含む。以下この条において同じ。）を有する者が、当該主要株主の被支配会社であつてみなし主要株主（その被支配会社のすべてがみなし主要株主であるもの又は被支配会社

二 法人である場合は、会社登記簿抄本又はこれに代わる書面

4 証券会社の主要株主となつた者は、別紙様式第一号の二により作成した法第三十三条の二第一項の対象議決権保有届出書に、当該届出書の写し一通及び同条第二項の規定による添付書類一部を添付して、居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第五号に規定する居住者をいう。）である場合はその本店又は主たる事務所の所在地（個人である場合は、その住所又は居所）を管轄する財務局長又は福岡財務支局長に、非居住者（同項第六号に規定する非居住者をいう。第五十二条において同じ。）である場合は関東財務局長に提出しなければならない。

（新設）

<p>を有しないものであって、共同保有者（令第十五条の二第一項第一号に規定する共同保有者をいう。）を有しないものに限る。）であるものの委託を受けて、当該委託を行った被支配会社に係る対象議決権保有届出書を提出する場合には、一の対象議決権保有届出書に、当該委託を受けた主要株主及び当該委託を行った被支配会社に係る事項を併せて記載し、提出することができる。</p>	<p>6 前項に規定するみなし主要株主とは、主要株主であつて、証券会社の対象議決権のうち、法第二十八条の四第四項（第一号を除く。）の規定により保有しているとみなされる対象議決権以外のものを保有しない者をいう。</p> <p>7 第五項の規定により対象議決権保有届出書を提出した場合には、同項の委託を行った被支配会社が当該対象議決権保有届出書を提出したものとみなす。</p> <p>8 第五項の規定により提出を行う場合には、同項の委託を行う被支配会社に係る法第三十三条の二第二項に規定する法第二十八条の四第一項第十号及び第十一号に該当しないことを誓約する書面は、第五項の規定により提出を行う者が作成するものとする。</p> <p>9 前各項の規定は、法第三十三条の五において法第三十三条の二の規定を準用する場合について準用する。</p>
<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>5 前四項の規定は、法第三十三条の五において法第三十三条の二の規定を準用する場合について準用する。</p>